

自己点検事項

◇ 通院・在宅精神療法の療養生活環境整備指導加算(1002注8)

(1) 当該保険医療機関内に、当該指導に専任の精神保健福祉士が1名以上勤務している。  
( 適 ・ 否 )

(2) 保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する療養生活環境整備指導の対象患者の数は1人につき30人以下である。

また、それぞれの保健師、看護師又は精神保健福祉士が担当する患者の一覧を作成している。  
( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等 ・ 当該届出に係る専任の精神保健福祉士の出勤簿

点検に必要な書類等 ・ 保健師等が同時に担当した患者数が確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名